

## 特定計量器定期検査手数料一覧表

平成12年4月1日施行

特 定 計 量 器 の 種 類		手数料 (円)	
指 示 は かり	電気式はかり ひょう量が100kg以下のもの	1,400	
	光電式はかり ひょう量が250kg以下のもの	1,800	
	(ひょう量が1t 以下のもの)	ひょう量が500kg以下のもの	2,200
		ひょう量が500kgを超えるもの	3,100
	直線目盛のみがあるもの		250
	直 線 目 盛 以 外 の 目 盛 が 有 る も の  (1t超の電気式 はかりを含む)	ひょう量が100kg以下のもの	500
		ひょう量が250kg以下のもの	900
		ひょう量が500kg以下のもの	1,500
		ひょう量が1t以下のもの	2,100
		ひょう量が2t以下のもの	3,700
		ひょう量が5t以下のもの	6,900
		ひょう量が10t以下のもの	10,700
		ひょう量が20t以下のもの	15,000
		ひょう量が30t以下のもの	19,100
		ひょう量が40t以下のもの	21,600
ひょう量が50t以下のもの	29,800		
ひょう量が50tを超えるもの	51,200		
手動指示併用はかり		500	
棒 は かり		250	
手 動 天 び ん	感量がひょう量の10,000分の1以上のもの	500	
皿 手 動 は かり	等比皿手動はかり	500	
	不等比皿手動はかり	500	
台 手 動 は かり	ひょう量が100kg以下のもの	500	
	ひょう量が250kg以下のもの	900	
	ひょう量が500kg以下のもの	1,500	
	ひょう量が1t以下のもの	2,100	
	ひょう量が2t以下のもの	3,700	
	ひょう量が5t以下のもの	6,900	
	ひょう量が10t以下のもの	10,700	
	ひょう量が20t以下のもの	15,000	
	ひょう量が30t以下のもの	19,100	
	ひょう量が40t以下のもの	21,600	
	ひょう量が50t以下のもの	29,800	
	ひょう量が50tを超えるもの	51,200	
最小目量又は表記された感量がひょう量の10,000の1未満のものは 上記の金額の2倍の額			
分 銅 (1個につき)		10	
定 量 お も り (1個につき)		10	
定 量 増 お も り (1個につき)		10	
皮 革 面 積 計		2,500	

※ 県所有の大型分銅(1t、500kg)を使用する場合、検査手数料の他に大型分銅運搬の手配が必要です。

【お問い合わせ】 (一社)山梨県計量協会 事務局 TEL:055-225-5046  
山梨県計量検定所 計量スタッフ TEL:055-261-9130